

中間検証報告書を踏まえた取組の 進捗状況について

令和3年6月28日



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

厚生労働省による都道府県・市町村への体制整備支援について

令和2年度社会福祉推進事業(事務局:一般財団法人 日本総合研究所)

「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」

【目的】権利擁護支援及び成年後見制度利用促進に係る体制整備を進めるうえでの、地域特性に応じた具体的な課題や山間部・島しょ部における体制整備上の課題を明らかにするとともに、その解決に向けた効果的手法を検討し提案すること。

【調査】(1)「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」データ分析(H30～R2年度の3か年経年比較、人口等でのクロス分析など)
(2)ヒアリング調査(都道府県、山間部・島しょ部の市町村、地域共生社会に向けた取組と連携して実施している市町村等18件実施)

【成果物】○都道府県による市町村への効果的な支援のポイント等をまとめたガイドの作成
○地域共生社会に向けた包括的な支援体制との連携による整備についての考え方や事例等のとりまとめ

令和2年度社会福祉推進事業(事務局:公益社団法人 日本社会福祉士会)

「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」

【目的】日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況について、調査を通じて実態把握を行うとともに、適切な連携の在り方を検討し、連携に資するツールを開発する。

【調査】(1)ヒアリング調査(日常生活自立支援事業の制度設計当時の考え方、成年後見制度との連携に関する好事例等について、10件実施)
(2)アンケート調査(成年後見制度との連携状況や課題認識等について、①全都道府県・全都道府県社協、②10都道府県内の中核機関・権利擁護支援センター、市町村、市町村社協へ実施)

【成果物】○日常生活自立支援事業等に関する現状の課題整理(試案)
○日常生活自立支援事業等関連諸制度との役割分担検討チェックシート

市町村セミナー(オンライン実施)

「成年後見制度利用促進における体制整備の実践 ～中核機関の整備パターンと具体的実践報告を通じて～」

【日時】令和3年5月28日(金)13:00～16:50 【申込者数】995人(裁判所関係者除く)

【参加・傍聴】市町村・都道府県職員、中核機関や都道府県事業等の受託者、最高裁判所、高等裁判所、家庭裁判所

【内容】(1)行政説明(①成年後見制度利用促進基本計画のこれまでと今後、②中核機関の整備と市町村計画の策定、③担い手の育成等)
(2)実践報告とディスカッション

分科会①「大都市(政令指定都市・中核市)での体制整備の実践」(名古屋市、旭川市、豊田市)

分科会②「一般市規模(人口5～20万未満)での体制整備の実践」(香川県三豊市、茨城県取手市、山口県宇部市)

分科会③「小規模市町村(人口5万人未満)での体制整備の実践」(長崎県五島市、岡山県井原市、高知県中土佐町)

(3)各分科会についての全体共有

成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議について

1. 開催の趣旨

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、障害者や高齢者への後見開始等の審判請求に関し、「市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。

また、成年後見制度利用促進専門家会議において、「個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、親族調査の在り方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策等について、検討を行う必要がある。」とされた。(成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日成年後見制度利用促進専門家会議))

これらを踏まえて「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催し、令和3年3月31日に厚生労働省ホームページにとりまとめ結果を公表した。

2. 検討項目と方向性

① 審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について

- ・対象者の住所と居所が異なる市町村である場合、審判請求の申立は、原則として、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村等となる市町村がまずは審判請求を行うべきであると考えられる等とされた。

② 市町村申立における親族調査の在り方について

- ・虐待等の緊急事案においては、親族が後見申立を行う意向があるかを確認する意向調査そのものを省略可能とするが、親族が虐待していると考えられる場合に、虐待者以外の親族への意向調査をすることで、虐待者にも成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等がさらに悪化することも想定されることから、虐待者に対してのみ申立の意向調査を省略するのではなく、状況等に応じて、申立の意向調査そのものについて省略することを可能とする取扱いも明確にすべきである等とされた。

3. 構成員(順不同・肩書きは当時のもの)

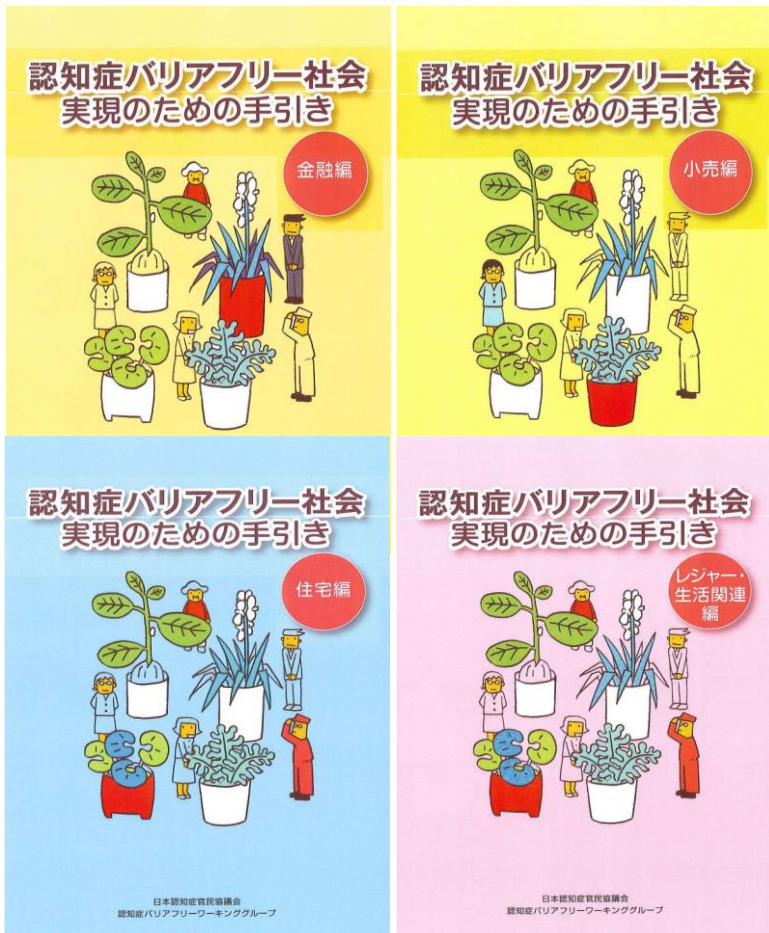
- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| ・青木 耕司 茨木市健康福祉部地域福祉課 課長 | ・秋山 由美子 NPO法人日本地域福祉研究所 理事 |
| ・坂本 尚史 東京都福祉保健局生活福祉部 部長 | ・中野 将 豊田市福祉部福祉総合相談課副課長 |
| ・森 和俊 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援) 課長 | ・野村 政子 東都大学 准教授 |
| ・新井 隆哲 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 課長 | ・羽根 一誠 和歌山県白浜町民生課社会福祉士 |

4. 今後について

今般の実務者協議の議論を踏まえて通知等を発出する予定。

成年後見制度利用促進ポータルサイトの周知等について

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和3年2月26日にポータルサイトを立ち上げ。(令和3年5月末までの累計サイト訪問回数: 136,909回)
- ポータルサイトの周知に当たっては、認知症官民協議会バリアフリーWGにおいて、令和2年度に作成した「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」に掲載するなどの取組を行ってきた。
- 今後とも、成年後見制度を必要とする方がポータルサイトを活用できるよう、様々な機会を通じた好事例等の周知機会の確保に努めていく。



サイト名: 成年後見制度利用促進ポータルサイト
(URL: <https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

